

# 令和3年度 建設業労働災害防止推進月間実施要綱

## 1 趣旨

群馬県内における令和2年の全産業の休業4日以上之死傷災害は、前年より106名増加し2,507名となり、そのうち、死亡災害は前年より1名減少し、過去最少の10名となりました。

一方、建設業における死傷災害は、前年より5名増加し242名となり、そのうち、死亡災害は2名となり、発生しなかった前年に対し増加しています。

建設業の死傷災害を事故の型別にみると、依然として「墜落・転落」災害が3割近くを占め最も多く、高所作業における安全な作業床、手すりの設置やフルハーネス型墜落制止用器具等の使用などの墜落防止対策の未実施が原因で発生しており、労働災害の減少を着実に進めるため、労働災害防止に向けた基本的な対策の更なる徹底が望まれるところです。

このような状況を踏まえ、本年度も9月を「建設業労働災害防止推進月間」と定め、群馬県下一斉に各種取組を展開し、建設業における労働災害を更に大幅に減少させるとともに、死亡・重大災害ゼロを期すこととします。

2 期間 令和3年9月1日から9月30日まで

3 主唱者 群馬労働局、建設業労働災害防止協会群馬県支部

4 実施者 各事業場（建設工事現場）

## 5 主唱者の実施事項

- (1) 「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- (2) 建設業における総合的労働災害防止対策の推進
- (3) 元方事業者による建設現場安全管理指針の普及促進
- (4) 労働災害防止大会の開催、安全表彰の実施
- (5) リスクアセスメントの導入促進
- (6) 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進
- (7) 建設工事現場安全パトロールの実施
- (8) 公共工事発注機関の職員に対する安全教育の実施
- (9) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の普及促進
- (10) 足場先行工法、手すり先行足場組立工法の普及促進
- (11) 土止め先行工法による適切な土止め支保工の普及促進
- (12) メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止対策の推進
- (13) 事業場の実施事項についての指導援助

## 6 事業場の実施事項

- (1) 「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- (2) 建設工事現場安全パトロールの実施
- (3) 工事現場における安全衛生自主点検の実施
- (4) リスクアセスメントの実施
- (5) 安全施工サイクル活動の実施
- (6) 基本的な労働災害防止対策の徹底
  - ア 足場やはしご、脚立等からの墜落防止措置の徹底及びフルハーネス型墜落制止用器具の普及促進と適切な使用の徹底
  - イ 建設機械、移動式クレーン等の転倒及び接触災害防止のための作業計画の確立
  - ウ 明り掘削における地山の崩壊災害防止のための土止め支保工設置の徹底
  - エ 石綿健康障害防止対策の徹底
  - オ 熱中症、酸素欠乏症等の防止の徹底
  - カ 作業主任者の選任とその職務の励行
  - キ 安全衛生教育の実施
  - ク メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止の徹底
  - ケ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底
- (7) 作業者の安全意識の高揚
  - ア ヒヤリ・ハット事例、災害事例の分析、検討
  - イ 危険予知活動の実施
  - ウ 安全改善提案制度の導入
  - エ 優良労働者・職長の顕彰の実施
- (8) 高年齢労働者の労働災害防止対策を推進（「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の活用）
- (9) 交通労働災害防止活動の実施
- (10) 事業場の自主的な安全衛生活動の取組の実施

## 7 公共工事発注機関の実施事項

- (1) 発注工事に係る災害防止のための指導
- (2) 建設工事現場安全パトロール等の実施
- (3) 現場監督員に対する安全衛生教育
- (4) 事業場の実施事項についての指導援助